

に解決されないであろう。

年頭一般教書に始まるジョンソン大統領の一連の教書は、米国経済の将来に対する楽観的な見通しで貫かれている。その特色は、「偉大な社会」を目標に、経済成長の維持、全国民に対する機会の開放、国民生活の向上という基本的課題を達成すべく、とりわけ財政面から適度の刺激を与えて民間の自由な経済活動を助長しようという点にある。国内経済に関するかぎり、広範な政策手段に裏づけられた楽観論は十分理由のあるものといえよう。しかし、国際収支の改善は決して容易ではなく、米国が今後採用する国際収支対策はかなり強力なものとなり、その対外的影響も大きいとみるべきであろう。

それだけにまた、国際通貨金融情勢の安定を確保するために、主要国の国際協力に対する依存度は一段と高まってこよう。当面具体的には、懸案のIMF増資とりわけ金払込み方法決定の問題がある。この問題について立場の異なる各国が歩み寄り、国際金融市場に対する攪乱の影響を最小限にとどめるような解決方法が合意されるならば、国際協力の将来はきわめて明るいものとなる。

転じて共産圏の動きをみると、中共では年末から全国人民代表大会が開かれ、本年の経済計画と予算の大綱が決定された。席上周首相は施政報告を行ない、数年来の経済調整が一応目標を達成したこと、本年を調整の仕上げの年とし明年から第3次5か年計画を開始すること、今後も従来からの内外政策、すなわち農業重視、自力更生、帝国主義反対の政策を推進していくことなどの諸点を強調した。さらに本年の計画については、農業5%、工業11%の増産目標を設定していることを明らかにしたが、この目標は相当に高水準であり、とくに農業の増産目標達成は天候条件にもよるが容易なことではあるまいとみられる。

英国における所得政策 の進展と問題点

昨年11月来深刻な危機に陥った英ポンドは、国際的資金援助を含む一連の緊急対策によって、ひとまず最悪の事態を脱した観があるが、対外競争力が著しく低下した英国経済自体の根本的立て直しという問題は依然残されている。そして、英国経済の将来の繁栄がとりわけ所得政策の成否にかかっていることは、一般に指摘されているとおりである。このため政府は、所得政策の実施にとくに力をいれ、ブラウン経済相が中心となって労使双方との話し合いを重ねてきた。昨年12月16日、政府、経営者、労組の3者代表による「生産性、物価および所得に関する共同宣言」(The Joint Statement of Intent on Productivity, Prices and Incomes)が成立したのは、その一応の成果とみられよう(本宣言の内容については「要録」参照)。政府は、さらに本年にはいり最近の食料品を中心とする物価の値上がり傾向に対処して各種商業団体に書簡を送り、各メーカー、販売業者が最近販売価格を引き上げた原因について回答を求め、本回答を所得政策実施のための資料としたい意向である。

政府はさきに保守党政府の下で長期経済計画に関する政府の諮問機関であったNEDC(国民経済発展審議会)を改組の上存続させることを決定したが、今回の「共同宣言」によって従来「個々の企業の賃金政策に対する勧告機関」として設けられていたNIC(所得委員会)が廃止され、新たに物価所得動向を把握するため新しい機関(構想としては Prices and Incomes Board)が設けられることとなった。こうして所得政策は、労使双方の原則的な協力態度のもとに新しい進展をみるのが期待されているが、問題が具体的になり労使の利害関係に直接触れてくるにつれて、困難もまた増大することを避けられないであろう。以下英国における所得政策実施の現段階と今後の問

題点について概観してみよう。

所得政策推進の意義

英国において所得政策実施の必要性が認識されるようになったのは必ずしも新しいことではない。1957年7月にはインフレ対策の一環として「物価、生産性および所得に関する委員会」(通称コーヘン委員会)が設けられ、物価安定のためには賃金、利潤の上昇そのものの規制が必要である旨の報告が4次にわたって行なわれた。61年7月にはポンド危機対策の一環として一般公務員および国有企業労働者に対する Pay Pause (賃上げ停止)が実施された。その後62年2月には所得政策白書(Incomes Policy; the Next Step)が発表され、いわゆる Guiding Light の考え方がはじめて明らかとされた。従来賃金決定基準とされてきた生計費、特定産業における生産性あるいは労働力不足などを今後重視すべきではなく、個々の賃金増加率を一般的な生産性上昇率の範囲内に押えるべきだとする原則がそれである。この Guiding Light は62年3月のNEDC発足に伴い長期経済計画の一環に織り込まれ現在に至っている。

英国におけるこのような所得政策への高い関心は英国の慢性的な成長率の低さに対する反省に基づき、国際収支の悪化を招かないで、いかにして経済の高度成長を実現するか、という切実な政策課題から生じたものといえよう。英国経済の成長率の低さについてはいくつかの理由が指摘されている。その第1は、英国経済の体質に基づくものである。英国では狭隘な土地、限られた資源という自然的条件から輸入依存度が高く(1963年における輸入の対GNP比率、英国18.3%、イタリア16.8%、西ドイツ13.9%、フランス13.0%、米国2.9%)、経済成長に対する国際収支面からの制約は他国に例をみないほど大きい。また、もう一つの面で成長率を規定する労働力は、景気沈滞期を除きおおむね完全雇用の状態にあり、失業率は2%前後——とくにロンドン、ミッドランドなど工業地区での失業率は1%前後——ときわめて低率で、しかも熟練労働者、技術者の不足が恒常的と

なっている。このため、企業側では慢性的な求人難からさしあたり不用な労働力までかかえ込む傾向があり、労組側の労働力配置転換に対する保守的な態度とあいまって労働力の有効な利用が阻害されている。かかる労働力不足はさらに基本的には英国の人口増加率の低さ(1938年=100、62年現在、英国112、フランス114、イタリア117、西ドイツ138、米国144)と、労働人口に占める農業人口比率の低さ(62年、英国3.7%、フランス20%、イタリア10.3%)に根ざすものである。このような事情が景気上昇時における国際収支および労働力需給面への強い圧力を生み成長率上昇に対する抑制要因としてたえず働くのである。

英国失業率の推移

(月平均、%)

	英 国	うちロンドン、 サウス・イース スタン地区	ミッドラン ド 地 区
1954年	1.3	1.0	0.6
56	1.2	0.8	1.1
58	2.1	1.3	1.6
60	1.6	0.9	1.0
62	2.0	1.3	1.6
63	2.5	1.5	1.9
64/ I	2.0	1.2	1.2
II	1.6	1.0	0.9
III	1.5	0.9	0.8
IV	1.5	0.9	0.8

第2は、英国経済のおかれた国際的地位とこれに制約された当局の政策態度に由来するものである。ポンド危機の発生が経済実体面の悪化を根因とするものであるとしても、英国は対外準備の4倍近い短期ポンド債務(約40億ポンド)をかかえており、かつポンド自体が国際通貨であるところから実体経済の悪化に輪をかけて海外からの激しいポンド・アタックにさらされ、国際収支難が倍加される傾向が強い。したがってその対策としてもポンド価値維持のために、経済実体面の事情が要求する以上に強力な引締め政策を実施せざるを得ないこととなる。これがいわゆる「ストップ・アンド・ゴー」といわれる政策態度であったが、こ

うした政策は企業に安定した投資の実現を妨げ、その結果、英国経済は他国に比しきわめて低い成長率に甘んずることを余儀なくされてきたのである。

欧米主要国の成長率(実質)の推移

(年率、%)

	1950~56年	1957~63年
英 国	2.6	2.7
西 ド イ ツ	9.0	5.6
フ ラ ン ス	4.2	4.7
イ タ リ ア	5.7	6.3
米 国	4.0	3.0
日 本	8.7	9.0

資料：Economist 誌

以上のような戦後の慢性的な低成長の下で、英国経済の対外競争力は次第に低下し、輸出市場における英国のシェアは減退を続けた。これを解決する方策の一つとして考えられるポンドの平価切下げは、現行国際通貨体制への攪乱的影響の点は別として、英国自身の利益に立ってみてもその実施には大きな難点がある。輸入依存度が高いため切下げの輸入品価格への影響を通じて物価の一般的上昇傾向が生まれる懸念が強いうえ、完全雇用の下で賃上げ圧力が強いこと、輸出価格面へこれが直ちにはね返り、切下げの効果もたちまち失われることとなりかねない。さらにポンドが各国の準備通貨であるところからポンド価値の低下はとくに自国の対外準備をポンド債権の形で英国に集中している海外スターリング地域諸国に深刻な打撃をあたえ、その結果同地域機構の崩壊を招く恐れさえある。かくて、英国が従来のごときストップ・アンド・ゴー政策から脱却し、しかもポンド切下げを回避しようとするならば、賃金コストと物価の安定を確保し、経済体質の抜本的改善によって生産性を高め対外競争力を強化することが必要であり、その前提として所得政策が効果的に実施されなければならないと考えられているのである。

多角的な所得政策実施の必要性

このように英国では所得政策の必要性が早くか

ら認識され、その具体策も打ち出されていたが、これまでのところ、その実効は必ずしも十分とはいえなかった。これは所得政策自体が強制力をもたず、一種の moral suasion という性格のものであるという限界にも起因しているが、とくに英国労働組合会議(TUC)を中心とする統制力の強い労組側の協力が得られなかったところに直接の原因があった。それは従来保守党政府による所得政策が賃金政策に重点がおかれ賃金以外の形態の所得ならびに物価の規制に具体策が十分でなかったことが、労組側の強い不満を招いたためであった。

もっとも従来から所得政策の対象に利潤、価格などを含めることの必要性がまったく認識されていなかったわけではない。59年7月発表の第3次コーヘン報告、62年2月発表の所得政策白書においてもその必要が論及され、さらに昨年1月にはモードリング蔵相は労組側の協力をうる必要から賃金以外の所得とくに法人利潤および価格に対し具体的な規制を実施する構想(①利潤の増加率が一定期間生産性および賃金の上昇率を上回った場合、その超過部分に課税する、②価格委員会を設置して価格動向を把握させるとともに、価格の妥当性につき一般の判断に供するため会社法を改正して企業に詳細なコスト・データーを公表させることなど)を打ち出したのがそれである。しかし、これらもいま一つ具体性に欠け実効性が疑わしいところから、労使双方の全面的な賛同を得るまでには至らなかった。さらに所得政策実施のための経済的環境整備に対する政府の施策が十分でなかったことも見のがせない。すなわち所得政策実施の前提としては財政面での非経済的支出によるインフレ要因の根絶、価格形成面における独占ならびに非競争的慣行の除去といった問題に対する配慮が不可欠といえるが、そのいずれに対する政策的配慮も不徹底であった。とくに英国では長年にわたり、小売価格をメーカー、卸売業者の指示する価格に維持する再販売価格維持(Resale Price Maintenance)協定が存在し、法律もこれを認め

て(1956年制定の公正取引法 Restrictive Trade Practices Act では集团的協定を禁止したが、個別的協定は容認している)物価低下を阻害する大きな要因となっていた。昨年1月政府はようやく同協定を原則的に禁止する法案を議会に提出したが、競争激化に伴うマージン縮小を懸念した業者の反対から本禁止法案の除外品目拡大をはかった多くの修正案が提出され、結局議会審議未了のまま労働党政府に引き継がれた。また、企業の独占、合併の弊害防止に対しても、これを取扱う独占委員会 (Monopolies Commission) の機構弱体から、これが設立された48年以降現在までわずか数十件の案件を報告したにすぎずほとんどみるべき成果をあげえなかった。保守党政府もこれに対処して昨年3月独占委員会の強化を内容とする「独占、合併および取引活動制限に関する白書」(The White Paper on Monopolies, Mergers and Restrictive Practices)を公表し、現行法規の改正点を明らかにしたが、正式法案は提出されず現在に至っている。

このように、賃金以外の所得、価格を規制することに対する保守党政府の消極的態度は労組側の不満をよび、62年3月発足したNEDCに対しても労組は賃金政策を除いた経済成長、雇用増進および生活水準の向上のためという名目で参加(個々の企業の賃金政策に関する勧告機関たるNICには不参加)しているにすぎない。このため、NEDCの策定した Guiding Light に対する労組

側の理解はきわめて薄く、生産活動が向上してきた63年後半以降現在まで各労組の賃上げは63年4月以降の Guiding Light とされていた3.0～3.5%を大幅に上回っているありさまであった。

今後の問題点

以上のような情勢から、労働党政府は政権獲得後、長期政策目標の重点を労使とくに労組の支持による所得政策の実施においたのである。政府が経済全般にわたる総合計画の立案、とりわけ所得政策の実現促進を目的とする機関として新たに経済省を設け、しかも担当大臣ブラウン副党首に新しく存続が認められたNEDCの議長を兼ねさせ、また、産業近代化のため技術省を新設し、担当相に労組出身のカズンズ氏をあてたのは、いずれも所得政策をたんなる賃金政策に終わらしめることなく、経済成長計画、技術革新の導入と関連させて幅広く取り上げようとする意図に出たものとみられている。それとともに政府は、65年度以降実施の資本利得税の新設など財政面からする利潤政策ならびに社会保険給付金の増額措置を、その実施に6か月も先立って発表した。これも今後実施さるべき所得政策に対して労組側の協力をうるための布石であったとみられよう。

かくて労働党政府による新しい所得政策は労使双方を加えた「共同宣言」をもとにしてようやく進展をみせようとしているが、その前途は必ずしも平坦ではないようである。まず経営者側の態度をみると、最近のポンド危機の深化という情勢にかんがみ政府の所得政策に原則的な協力態度を示したとはいえ、具体的な施策とくに利潤、価格規制について慎重な配慮を求めている点は従来と少しも変わらない。とくに資本利得税新設と法人課税方式の改正が発表されるや、企業の不安感が高まりこれが株式、さらにはポンド相場にも影響したことは、具体的な実施細目の不明確さによるとはいえ、基本的には政府の企業利潤などに対する施策への不信に基づくものであった。このような政府施策への批判は前述した物価値上がりの原因調査に現われた経営者の見方にも反映している。

最近における主要労組の賃上げ状況

(64年末から65年初にかけて実現したもの)

組 合 名	組合員数 (千人)	賃 上 げ 等 獲 得 状 況
ドック作業員	65	5～10%賃上げ
地下鉄従業員	283	9 //
郵便局技術職員	84	9.5～13 //
公務員	173	約 4 //
英国フォード従業員	46	4.2 //
鉄道従業員	80	9 //
鉄鋼作業員	120	週40時間制実施

資料：フィナンシャル・タイムズ紙など。

すなわち、最近値上がりの大きかった食料について業界では①原材料値上がり、②昨秋の石油税引上げ(17%)による輸送コストの上昇、③金利上昇による保管経費の値上がり、④輸入課徴金に伴う厚紙値上がりによる包装費の値上がり、⑤65年度から実施される社会保険料負担増加を見越した値上げが物価上昇の原因であり、値上げの責任はもっぱら政府にあるとしている。したがって今後政府は具体的な行動によって国民の不信を解消することが一段と強く要請されており、とくに労働党政府がかつて48年配当利潤税率を社内留保利潤税率より高くし、その結果ビジネス・マインドを委縮させた苦い経験からも、利潤規制が企業意欲を阻害させないような配慮が望まれている。

第2の問題点は現行賃金協定との関係である。現在、大規模な労組(技術者、建築労働者など)では雇用者との間で長期賃金協定を締結しているものが多く、そのほとんどはスライディング・スケール制を内容に含んでいるといわれる。これらは賃金の上昇を小売物価指数と自動的に関連させるもので、賃金決定の基準を生計費の動きに求めようとする考え方に立脚しており、まさに所得政策が強く否定しているものである。しかし、それにもかかわらず長年にわたり遵守されてきたこの基準が容易に撤廃されるとは期待できない。現行長期賃金協定のいくつかは本年末に期限が到来するが、これらの労組に対して政府がいかなる態度で臨むかは所得政策の将来を大きく左右するであろう。一部に生計費上昇に対して保護されている労働者がある限り、国民経済的な Guiding Light を基準とする新しい考え方を受け入れるよう一般に要請することは困難であるからである。

このように英国の所得政策は、今後労使双方から具体的な協力をかちえるために多くの障害を克服しなければならない。ブラウン経済相は他国での所得政策の実施状況を視察するため、1月中旬オーストラリア、スウェーデンを訪問したが、今後のスケジュールとして従来のNICに代わる新しい物価賃金監視機関を早急に設置するとともに、新

しく発足したNEDCにより長期経済計画を策定(従来の計画は1961~66年間の実質成長率を22%、年率4%としている)し、これに基づき所得および物価上昇に関する基準(Norms)ないしは指導原則(Guiding Light)の設定を行ないたい意向である。上記のような多くの困難を前途に控えて、こうした構想がどのように実を結んでいくか、その推移はきわめて注目されるところである。

ソ連新政権による本年度

経済計画の特徴と問題点

ソ連の本年度経済計画は、フルシチョフ解任後の新政権による初めての計画であるだけに新政権が今後どのような経済政策を進めていくか内外より注目されていたが、その基本方針は従来と変わりなく平和共存を基礎とした国民の生活水準向上におかれている。もっとも、この点では従来よりも強力に打ち出されていることが大きな特色といえよう。こうした方針が打ち出された背景としては、賃金引上げの未遂行、減税の中断、消費財生産の不振、品質の粗悪などに対し国民の間に大きな不満のある点を見のがすことができない。

以下本年度の経済計画(要録参照)の特徴と、その問題点などについて若干検討を加えることとしたい。

経済計画の特徴

(消費財生産重視の工業計画)

まず本年の工業総生産は、前年比8.1%増と見込まれ、昨年の7.8%増(暫定実績)をやや上回っているものの、7ヵ年計画の63年までの各年実績(59年11%、60年10%、61年9%、62年9.5%、63年8.5%増)を下回っている。したがって工業総生産自体の伸び率はそれほど高いものではないが、その部門別内訳をみると、生産財生産の増加率が64年の実績(8.2%)並みに押えられている反面、消費財のそれは64年の6.5%増から7.7%増(65年)とかなり大幅に引き上げられている。

たとえば消費財部門のうち食品工業と軽工業の